

1 2月定例教育委員会議事録

平成24年12月27日（木）11:00～

○委員長 ただいまから平成24年12月定例教育委員会を開会します。まず開会に先立ちまして、新委員さんをご紹介いたします。松本委員さんです、どうぞよろしく願いいたします。

○委員 教育委員として初めてなんです、これから勉強しながら教育委員会のために貢献したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長 では、教育総務課長から本日の日程説明をお願いします。

1 日程説明 教育総務課長

○教育総務課長 はい。それではお手元の日程をご覧くださいと思います。まず一般報告が教育長からございます。本日は議案といたしましては、議案の第1号鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について、他2件でございます。また報告事項といたしましては、報告事項のア、コンプライアンス特別強化月間中の取組について、他9件でございます。それではよろしくお願いいたします。

○委員長 教育長から一般報告をお願いします。

2 一般報告 教育長

○教育長 はい、そうしますとお手元の資料、一般報告をお願いします。この期間は予算編成を迎える時期になりましたので、できるだけ現場のご意見をお聞きしたいということを考えておりました。そういう面で中学校長会との意見交換会とか、あるいは市町村の教育長さんが集まっていたいただきました市町村教育行政連絡協議会、あるいは12月12日の教育局との意見交換というものを行って現場の声を聞きました。併せまして、またこの時期はいろんな表彰がございました。12月8日、ジュニア県展表彰式、それから10日の青少年読書感想文コンクール等がございました。ジュニア県展表彰式は博物館へ参りましたが、そこで知事賞と教育長賞というのがあります。受賞者を代表しまして、米子市の中学校3年生の森下さんですね、「不動の信念」という文字を書いて、この方が受賞者を代表して挨拶をしたんですけども、去年ごろから非常に書道について悩んでいたと。どうしたらもう少し上手になるのかということ悩んでいたときに先生のほうから「あなたは字をきれいに書こうとこだわっている」と「勢いが無い」と。「だからもう少し勢いを持ったことをしないと上手にならないよ」ということを言われて、それから自分の勢いということ意識していこうと。またそういう生き方をしようと。それが自分の信念として動かさないということで「不動の信念」ということを選んだということ話をしてくれました。非常に感銘いたしました。そういうようなことがございました。それから11月27日から12月18日までは議会がありました。その議会の質問の項目等は別紙でございます。今回は教育委

員長さんは2回答弁がございました。病弱特別支援学校について、それから湖山池のことについてお尋ねがございました。また、いじめ問題の時には、稲葉山小学校の児童の皆さんが傍聴に来ていらっしゃいました。知事の答弁と私の答弁を実際に聞かれたということでございます。それからまた後で話がありますが、12月18日には県警本部との間で学校警察連絡制度も締結いたしまして、平成16年以来のものが今回初めての双方向となったということでございます。昨日は山陰海岸ジオパーク3D立体映像試写会がございました。私も見終わりました言葉が出ないくらい感動いたしました。是非これをですね、多くの皆様に見ていただきたいと思っておりますし、委員の皆様にもご覧いただきたいと思っております。本当に感動しましたし、また改めてこういう映像を通してみると、この地域に大変な財産が眠っていることを強く感じたわけでありまして、そういうようなことがありました。所属長との面談も行っております。今後は予算要求を念頭に入れまして、もう少し各課と協議をしてみたいと考えております。以上でございます。

○委員長 ご苦労様でございました。では議題に入ります。本日の署名委員さんは若原委員さんと中島委員さんをお願いします。では、議案第1号について説明をしてください。

3 議事

[公開]

議案第1号 鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について
参事監兼高等学校課長 説明

○参事監兼高等学校課長 高等学校課でございます。議案第1号、鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂についてでございます。県の一般職員は地方公務員法に基づいておりますけれども、現業職員はその適用除外になっておりまして、労働組合法に基づいて、様々なことを労働協約で結んでおります。賃金についてでございますけれども21番でございます。平成24年11月の定例県議会におきまして、職員の給与に関する条例の一部改正が議決をされました。これにつきましては11月1日にされました人事委員会勧告について、主たる点は賃金の1.8%、1000分の18引き下げという内容でございます。この内容について現業職員労働組合と交渉を行ってまいりまして、先に合意をいたしましたので、その結果を受けて協約の一部改訂について提案をするものでございます。先ほど申しました1.8%、1000分の18ですのでその内容が2番、改定概要の給料月額引き下げのところに記しております。3つの級について書いておりますけれども、1つは一番上の職務の級の3級のもの。これは学校技能主事が東部・中部・西部それぞれ、班長、副班長に分けておりまして、班長、副班長の職にあるものが3級であります。これが1000分の978から1000分の960と記してありますが、1000という基準になるものは平成18年4月1日付けでわたりの廃止と主任・主査制度の廃止に伴って、給与表を見直した際の基のものを1000としております。それに対してその後の給与の改訂に伴って、現在1000分の978のものが1000分の18、1.8%引き下げて1000分の960とするという内容でございます。2つ目の2級74号給から125号給まで、これを概ね

45歳以上の職員に適用されているものですが、この級に該当するものが年々の給与の上げ幅が少ないということからその過渡期の移行措置として平成25年4月1日に、本来でありますと1000分の16減じるものを3年間、27年までかけて1000分の8、1000分の8の2回に分けて減じることとしております。移行措置でございます。それが現在の1000分の986という数字になって表れております。つまりさっき申しました3級よりも1000分の8多いということです。そこから1000分の18を引きまして、1000分の968。そして最終、平成27年の4月1日以降はすべてを半減して、1000分の960。3級と同じ数字になります。その下の1級及び2級の1号給から73号給まで、年齢で言いますと30歳過ぎまでが該当しますが、これが同じように1000分の18減じて1000分の960という風になります。この内容について次にあります労働条約の案のページをめくっていただきまして16ページと19ページに赤字で記してありますものの中の数字の部分、1000分の960とか1000分の968という数字が繰り返し出てまいりますけれども、これが先ほど言いました3級・2級・1級それぞれに該当するものをこのように減じるという、改訂の内容でございます。非常に分かりにくい部分もございましたけれども、過渡期の部分も含めて人事委員会勧告が反映された協定内容のご提案を申し上げます。以上でございます。

○教育長 組合との話し合いの回数や概要をもう少し説明してください。

○参事監兼高等学校課長 折衝を何度か行いまして、交渉は正式なものは2回行いました。先ほど申しました職務の給与の3級の者を上位の者が今現在、高等学校の学校技能主事の37名ありますけれども、その中の6名が該当しております。組合からは職位の整備、6名の増員、あるいは能力発揮型の職位整備ということの要望がございました。それらの交渉を経まして合意に至ったということでございます。

○教育長 事務折衝は何回したんですか。

○参事監兼高等学校課長 3回。交渉が正式には2回でした。

○教育長 事務折衝が3回。

○参事監兼高等学校課長 はい。

○委員 今6名と言われましたが、この組合に加盟している組合員の数は何人ですか。

○参事監兼高等学校課長 現業職員労働組合の全員です。

○教育長 37人が全員ですね。ですから各学校に配置されている学校技能主事、その学校技能主事が各学校にいるんですが、ブロックごとに東・中・西部ごとに共同で作業する場がありますのでその時に班長さん、あるいは副班長さんが大体3級、学校技能主事は2級まで。さっきも申しましたように、一般職の場合には11月議会で職員の給与に関する条例等が一部改定されて1.8%下がるんですが、現業職員、学校技能職員については、地方公務員法は除外ということで労働組合法に基づいている訳ですね。そうすると組合と個別に交渉を行って、給与を決定するということがそれが協約という形で妥結して、今日議案として承認いただいたら、委員長さんと執行委員長とで、それぞれ判を押して保管という形になります。

○委員 だいたい事務折衝でまとまるものですか。

○教育長 そうですね、事務折衝で3回くらいしていますし、それから交渉でも2回ですね。単

にその給与を下げるということで話し合いではなくて、それに伴って様々な形でもう少し3級の方が広がるような方法がないのかとかですね。あるいはもう少し職位を整備してくれないとか様々な要望が出てきますから、そういうことを含めて話し合いをするんですね。ですから単にこのことだけが問題となって話し合いがすんなりいくということではなくて、いろんな要素が含まれたものでありますので、粘り強く話をして、共に理解をしていきながら話し合いをしていくという具合になるわけですね。

○委員長 今、教育長さんのお話の通り組合交渉や事務折衝等をしながら、お互い合議に至った、気持ちよくそこは合議に至ったという風に捉えていいでしょうか。

○参事監兼高等学校課長 気持ちよくということはなかなか。かなり大きな引き下げですので。今後職位の整備、能力発揮型の新しい職位をという要望がございましたが、なかなか1校1人体制になる中で、指導、被指導の関係にありませんし、その関係があるのは先ほどありました班長と副班長の共同作業の中ですので、今後そのあたりを研究・検討していくということになります。

○委員 能力発揮型って具体的にはどういうことを。

○参事監兼高等学校課長 労働組合からは学校の安全管理などで、ある経験年数を経ていくとそれなりの高い能力が身について、そこを評価しての職位の整備をという要望もございまずし、現実には今後、完全に一人一校体制になる中で、どこでそれを見るのか、本当にそれは適当なのかということを検討することになると思います。

○教育長 今回先ほどもお話しましたがけれども、議員のほうから子どもたちと地域の安心の拠り所になる学校を目指してということで、東日本大震災を受けて、もう少し学校の安全管理について点検とか、それから診断とか、つまりそういうことをトータルに安全をコーディネートする人が要るんじゃないかということで、学校技能主事をそういう形に活用できないかという話もありました。

○委員長 特別な職として扱うんじゃなくて学校の組織の中で学校長をトップとする安全管理の中の一専門職として、今後も力を発揮していただきたいと。そういうことでいろいろある中で合議に至ったというようなことでありましたので、いかがでしょうこれについて。

○教育長 1月1日付での給与改定になりますので、今日の議決を受けた今日の日付でこの協約を結ぶということになります。ですからこの議案の一番最後ですね、ここに今日の日付が入って双方が押印した上で決まるということですね。

○委員長 よろしいでしょうか。そういたしますと議案第1号は原案の通り決定しました。続いて議案第2号について説明をしてください。

[公開]

議案第2号 現業職員の給与に関する規則等の一部改正について
教育総務課長 説明

○教育総務課長 はい、教育総務課でございます。議案第2号、現業職員の給与に関する規則等の一部改正についてでございます。先ほど議案第1号のほうで現業職員の給与1.8%減じるとい

う協約を結んだということで議決をしていただきましたけれども、この現業職員に関しましては先ほど説明がありましたとおり労働組合法のほうで協約を結ぶ、そしてその下に、一般的に言いますと就業規則というのを設けるわけですけれども、この場合には、現業職員の給与に関する規則等ということで具体的に給与が決まっております。この度協約のほうで1.8%減ずるとということが結ばれましたので、それに伴いまして就業規則であります給与に関する規則につきましても同様の改正をするものでございます。具体的にいいますと、内容につきましては先ほど申しましたとおり1.8%減ずるということをごさいますて、施行の期日につきましては、平成25年1月1日から適用するというので改正をしまいたいという風に思っております。以上でございます。

○委員長 いかがでしょうか、よろしいでしょうか。議案第2号、原案通り決定いたしました。続いて議案第3号ですけれども、これは人事に関する案件ですので非公開で行うこととしたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。異議がないようですのでそのように決定いたします。関係課長以外の各課長は退席してください。はいそれでは議案第3号について説明してください。

[非公開] 議案第3号 公立学校教職員の懲戒処分について

以上で非公開の案件は終了しましたのでこれより公開といたします。それでは続いて報告事項に移ります。報告事項アについて説明をしてください。

[公開]

報告事項ア コンプライアンス特別強化月間中の取組について
教育総務課参事 説明

○教育総務課参事 教育総務課でございます。報告事項のア、コンプライアンス特別強化月間中の取組についてご報告いたします。1ページをご覧ください。資料の頭に書いてありますが、今年度に入ってから9件連続して懲戒処分を行うというような事態が起きております。県民の信頼・期待を損なうような不祥事の続発という危機的状況を踏まえまして今一度、全教職員が教育に携わるものとしての自覚を再確認、不祥事を自分の問題として捉えるというような再発防止に向けた取組が必要ということから、平成24年11月をコンプライアンス特別強化月間と制定いたしまして、教育委員会をあげましてコンプライアンス向上の取組を進めて参りました。その概要についてのご報告でございます。平成24年11月中に運動期間中といたしまして取り組みました状況は大きく2つございまして、1つは職員への周知徹底と、もう1つは所属における取組でございます。はじめに職員への周知徹底の状況でございますが、11月7日付で教育長の緊急アピール文の通知を行っております。これは10月31日付で4件の懲戒処分を行ったことに伴

い発したものでございますが、緊急アピールの通知とともに各所属において不祥事防止に資する取組を指示するものがございます。続きまして、翌週の11月12日に追加の処分がありましたことも踏まえまして改めて、11月7日付けの教育長通知の内容の再確認、併せて不祥事の根絶に向けた取組を一層強化するように指示をしたものでございます。これらはいずれも市町村の教育委員会へも写し等々を送付させていただきまして、不祥事防止に向けた取組を要請させていただいております。2つ目に学校長への周知徹底ということで、11月5日に臨時の公立学校長会を開催いたしております。これは県下全ての公立の小中学校、高等学校、特別支援学校の校長を一同に集めまして、教育長から直接、服務規律の保持等について訓示をいたしたものでございます。同日の午後には県立学校の校長会も開催いたしまして、服務規律の保持等について改めて教育長から訓示を行っております。その他、各地区での校長会、あるいは副校長・教頭会、事務長会等の機会を捉えまして同様に服務規律の徹底を指示をいたしております。大きな2つ目の各所属における取組でございますが、1つは11月7日付けの通知でもしましたように、教育長緊急アピール文書を全教職員に配布し、所属長自らがその趣旨を徹底するようにという指示をいたしました。各所属で取り組んでいただいております。2つ目が不祥事防止に資する各所属における独自の取組をするよう指示をいたしておりますが、その概要でございます。詳細は3ページ以降に各所属毎に付けておりますけれども主なものはそこに掲げております。1つは教育長緊急アピール文書ですとか、コンプライアンス行動指針に規定します「7つの行動規範」等のそういう指針類も執務室でありますとか職員室といったところに掲示するという徹底、あるいは朝礼や職員会議、終礼なんかの機会を捉えまして再確認をしたり、県民への誓いとかそういうものの再確認や皆で復唱するというような取組をしております。またその少し変わった形といたしましては1つとびまして「7つの行動規範」等のそういうものを職員のパソコンの画面に掲示したり、あるいは小さな縮小版を作りまして各自が名札に入れたりして常時携帯するというような取組もいたしております。ひとつ戻りますけれども、朝礼とかそういう機会に各職員自身も不祥事防止に向けた考えとか、自らの意見を発表してお互いにそれを聞くというような取組もしているような所がございました。その他各学校で所属内研修ということで外部講師を招いたり所属長自らが講師になる。あるいは学校で役割を決めて、現場ごとに講師を定めて勉強をしてそれぞれ講義を行うというような取組をしたというのもございました。その他少数ではございますけれども、4点ほど書いておりますけれども変わったところといたしましては、職場でのコミュニケーションの大切さを訴えるという意味での朝の挨拶運動とか、あるいは余裕を持って仕事に取り組む、あるいは通勤時の事故とかを防ぐ意味も含めまして少し早く出て余裕を持って所属に向かうというような取組をしている所もございました。今後の対応でございますけれども今回の取組を特別強化月間中のものだけで終わらせないように各所属で工夫して継続をしていただきたいと思います。改めてこの旨を通知しようと思っておりますが、既にいくつかの学校などにおきましても、毎月初日はコンプライアンスの日として、改めて皆で意識付けしようとか定例の職員会でコンプライアンスに関するセルフチェックをし続けていこうというような継続的な取組を予定している所もございました。2つ目はコンプライアンス重視の組織の取組を継続的に点検ということで従来行っておりますコンプライアンス研修の実施などは引き続き行っていきますとともに、近年の不祥

事の内容とかも分析をいたしまして、従来の取組に改善の余地がないかどうかを併せて検討して参りたいというふうに考えております。概要については以上でございます。

○委員長 何かございますでしょうか。

○委員 このコンプライアンス特別強化月間というのは初めて行われたんですか。

○教育総務課参事 従来は年度終わりと年度初めにかけて3月の終わりから4月にかけて、ちょうど事務のいろんな引き継ぎとかもまとめてありますので、そういう意味ではコンプライアンスの強化月間というのはやっておりましたけれども、こういう中間に全県をあげて不祥事を起きましたときにやりましたが、それ以降は今回が数年振りです。

○委員 非常に手慣れた感じを受けてですね。それでも尚、不祥事が続いて起きたというのは大きなことなのかなと。

○委員長 今、委員さんからはこういう強化月間が度々あるとというようなこともあったんですが、なんでしょう、よく分かっているつもりでもある程度時間がたつと起こってくると。これはどういうことなのかなって思いますと、やはり身に本当に浸透していくまで継続して取り組む、そしてそれが私はやはり大事ではないかなと思ったりするんですけども。またかということで本当に、でもそれではいけないと。特に校長先生が訓示なさったり、説明なさる時に、出張とか休暇等でおられなかった職員の方がいる場合があるんですね、そういう方の対応っていうのはものすごく大事だと思うんですね。

○教育長 それはそうですし、非常勤の職員も含めましてもそうなんですね。今回いつもと違ったのは10月30日、臨時の会の時。あのときには4件、それから11月11日には臨時代理という形で懲戒免職処分を決しました。万引きという窃盗ですね、本来あってはならないということがおそらく教員の中でも「本当にあったの」っていうくらい非常に衝撃的なことだったと。そうすると2件のことがたまたまの偶然じゃなくて、我々の教員の倫理観、あるいは使命感の中にどこかたまたま個人的な問題っていうことではなくて、どこかその薄れてきている使命感とかそうした県民のために働かなきゃいけない、子どもたちのために全身全霊を捧げるという視点での思いが欠けてきているのではないかなということを非常に心配しています。ですから件数が増えたなということではなくて、異質なこれまであってはならないようなことが出てきたっていうのが、なぜそうなるのかということ少しメスを入れたいなと思っています。それが1番最後の2ページの(2)になるんですけども、不祥事の内容を分析した上で、単に集めて訓示をして、アピールの通知を出すことも大事なんですけれども、何か根本的に課題がありはしないかというところを、今日この場で少し時間がないんですが、別途、委員協議の場でも設けて徹底議論したり、あるいは外部の方もご意見をお聞きしたりして、もし打つ手があればその手を打っていききたいとは思っております。

○委員 9件のうち交通事故とか交通違反が何件なんですか。

○教育長 ちょっと9件の内訳を。

○次長 酒気帯び運転が2件、それから最高速度違反1件、体罰が1件、先ほどの窃盗が2件、わいせつが1件、あとは勤務時間中に携帯でゲームをやっていたのが1件、あとは給食費の徴収事務に係る少し不適切な取り扱いがありました。

○教育長 ありましたね。自分で立て替えて払ってしまっていた、給食費を。徴収をせずに自分が立て替えて払ってしまっていたと。

○委員 その心理はなかなか背景とかあるんでしょうね。ご本人が怠慢だったからそれをせつつかれてやむを得なく自分が先に払っちゃったということですか。

○教育長 怠慢だったのかな。

○委員 金額はすごく大きかったようですが。

○委員 親が給食費を払わない。それでその交渉が辛いからそれならってことで。どういうことでそうなったんですか。

○教育長 ほぼ全ての保護者の方から口座が引き落としになってない。自分で立て替えて払った。町が後で保護者から集金してそれを本人に返すという。

○委員 でも単に懲戒にすればいいだけじゃなくて、こういうことが起きた原因とか背景をやっぱりきちんと分析しないと。

○委員 件数だけじゃなくて質・中身のことをおっしゃったんですが、見方によれば学校社会が一般社会のようになってしまったということですかね。学校では今まで考えられなかったのに学校も一般の社会とあまり変わらんということなのかもしれないと思いますね。昔は大学生ともあろうものがというような言い方をしましたが、この頃全然言いませんよね。大学生は特別な人間じゃないとみんな思っている。

○委員 コンプライアンスという言葉は私はあまり好きではないんですけど、何年前に盛んに流行ってどこの企業もコンプライアンスと教育いうことをやりましたけれども、その一般の私たちがコンプライアンスと言われてどういうイメージを持つのかというのが、やっぱり分からないままコンプライアンス強化月間といっても、言葉だけが上滑りすると思うんですね。ですから注意される側の職員の方がどう思っているのか。これだけの強化月間をやったことについて少し意見も聞いてみて、もうちょっと他の方法はないのかなというふうに印象は持ちました。特に最初の朝礼時に1人ひとりに発表させるって結構苦しいことだろうと思うんですけど、それが良いのかなという気もあります。じゃあどうしたら本当にみんなが分かってくれるのかっていう案があるわけではないんですけど、ただいっぱいやればそれで皆さんが理解されるとは思わないので、もうちょっと職員の方々の、これによってどういうふうに意識が変わったのか変わらないのか、ただ言われたからやっただけとか、そういう本音の所もちょっと聞きたいなという気はしました。

○教育長 そうですね、委員さんもおっしゃったんですけど、コンプライアンスという言葉がわかりにくいんですね。私も緊急アピール文と各学校に通知した文書には法令遵守という言葉を使いました。あえてコンプライアンスを使いませんでした。そのことと、それからやはり私も校長会で話をしたのは、かたちを作っただけでは機能しないということを福島第一原発の畑村洋太郎委員長のあの言葉を使いながら話をしたんですけど、やはり我々もこの不祥事が起きてこうした月間をして、各所属に指示をして、報告を求めて。それだけでやったやっただけって1ヶ月間終わりましたってだけじゃかたちだけに終わってしまいますね。それがどのように実のあるものになっていった職員1人ひとりの心に響いていたのかということのを別の角度で検証していかなければならないと思います。

○委員 委員協議会でしっかり話しましょうと言ってから結局まだその時間が取れていないので、確におっしゃるとおりコンプライアンスって例えば証券業界のコンプライアンスとかいうと高い専門性の中での素人に分からない法令遵守っていう話なんですけど、このコンプライアンス、実は社会人として当たり前のことですよね。

○委員 公務員さんの中でコンプライアンスという言葉はすごく違和感があつてね。道徳観とか常識とか倫理観とかそういうものを含んだ言葉なので、そういうことを分かってほしいということですからね。コンプライアンスというのはあまりピンとこないですね。

○委員長 いろいろと良い指摘をいただきましたが、今後の対応を2ページですか、書いてありますが、近年の不祥事の内容を分析して今後の取組に活かしていけるように、また委員協議会でもその辺を議論していきたいというふうに思いますので是非よろしく願いいたします。これについてはよろしいでしょうか。

○委員 例えば議案のあれにもよりますけど、次回必ずやりましょうとか。

○教育長 そうですね、2月の委員会ですしょうか。

○委員長 では続いて報告事項イを説明してください。

[公開]

報告事項イ 教育委員会事務局人事について
教育総務課長 説明

○教育総務課長 報告事項イ、この度、平成25年1月1日付で教育委員会事務局で人事異動がございましたのでご報告をさせていただきます。資料の裏をめくっていただきますと、具体的なことを掲げてあります。課長級の部でございますけれども、現在の教育環境課長がこの度企画部参事、鳥取環境大学へ派遣になります。これに伴いまして後任といたしまして、現在は東部総合事務所県土整備局の建設総務課長でございますけれども、後任として異動になるということでございます。日付につきましては平成25年1月1日でございます。以上でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。課長さんにはいろいろとお世話になりましたですね、西高問題等で。顔を見ると安心するんですけれども。よろしいでしょうか。ありがとうございました。では続いて報告事項ウを説明してください。

[公開]

報告事項ウ 「学校・警察連絡制度」に関する協定について
参事監兼高等学校課長 説明

○参事監兼高等学校課長 はい、高等学校課でございます。「学校・警察連絡制度」に関する協定についてご報告いたします。12月18日に教育長と鳥取県警察本部長との間で協定を締結いたしました。学校・警察連絡制度といいますのは、平成16年に始まりまして当初、児童生徒の再非行の防止などを目的として、警察が検挙をした犯罪少年・非行少年の非行の状況を学校に通

報をし、学校と一緒にその後も指導を行うという制度で始まったものでございます。従来、警察から学校への一方向のものでございました。ただ現状は、学校単独では解決できない、あるいは有職・無職の少年に絡む者、複数の学校に通う者、様々なものがありますので、それらについて警察と連絡をしておりました。しかし連携の根拠となる明文化されたものがございませんでしたし、そして生徒・保護者へもその内容について伝えるということができていなかった状況でございます。そうした中で双方向のものにするという協定がこの度結ばれたものでございます。想定されますのは基本的には学校長が必要と認めたものなのですけれども、先ほど言いました、例えば暴走族とか暴力団とかですね。いくつもの学校、有職・無職、薬物とか犯罪も含めて、いじめなど、基本は児童生徒の安全を守るという観点で結んだものでございます。以上でございます。

○委員長 はい、いかがでしょうか。

○委員 これは学校長だけの判断でできるということになってはいますけど、実務的にもそうなるんですか。例えば委員会に相談するとかいう形でやるんですか。

○参事監兼高等学校課長 もちろん深刻なものについては教育委員会事務局、担当課等と連携をとりますので、その中で学校長も単独の判断ではなかなか難しい場面もありますので、いろいろ相談をしながら行っています。そして実務については警察と学校のそれぞれの担当者が直接顔を合わせて連携を図っているという趣旨でございます。

○委員長 この件について10月15日でしたか、市町村の教育長さんとの会の時に、日南町の教育長さんでしたか、具体的に提示してほしいというのがありましたね。校長が必要と求める事案というものを例えばというようなことで目を通してほしいというようなことがあったんですけれどもそういうことはしないですか。

○参事監兼高等学校課長 協定の中にはそれはございませんけれども、実施要項を作成いたしました。この中に例えばこういうものをという例示をいたしております。

○委員 町の方では、困ったときのこども110番というのをやっているんですけれども、そういうのとは全く別の世界ですよ。町単位でやっているんですよ、こども110番っていうのは。最近また見直されて、私は智頭小の方なんですけれども、智頭小の方からもっと強化をしましょうということで通知がきていましたけれども、それは県とは全く繋がらない。

○参事監兼高等学校課長 この度結びました県立学校についてこの制度を運用しましょうというようなことでして、警察の方が市町村の教育委員会と様々な説明もされ、お話もされ、今後個々にまた結ばれるとも聞いております。

○教育長 公立学校、小中のほうの状況を報告してください。

○小中学校課長 はい、19市町村のうち既に4市町が結んでおられます。あと、鳥取市を始め、東部・中部の市町は日にちは決まっておりますが、教育委員会等を通して近日中に結ぶ予定と聞いておりますし、西部の方の市町村は個人情報保護条例の関係で審査会を開いて、これは町村は町村、市は市でそれぞれの審査会があるようですが、そちらのほうを通してですけれどもこの12月はちょっと無理というようなことで聞いております。

○委員 あんまり壁を作らずにみんなで全部溶け込んで守っていくというのがいいかなと思ったんですけれども。

○小中学校課長 そうですね、鳥取市の子どもたちが倉吉で何かあって警察署にお世話になっても、同じものに入っていると連絡制度を使いやすいという趣旨は県警の方からも何度も説明をいただいております、趣旨は十分に浸透していていると思います。

○委員長 4市町村というのはどこになりますか。

○小中学校課長 岩美町、湯梨浜町、倉吉市、北栄町です。ここは既に締結をされております。

○委員 運用がどういうふうになっていくかということが重要だと思うので、例えば県立学校から警察へこういう連絡をしましたということだけじゃなくて、市町村立学校から警察へこんな連絡をしましたとかあるいは警察からこんなのがありましたっていうのは、この場に挙げていただくということは可能なんですかね。

○教育長 この場ですか。

○次長 基本は市町村教育委員会のものは挙がってきません。後は市町村と県との間でそのあたり情報を挙げていただけるかどうか。これは対等の立場でもお願いの世界になりますので、ここはこれから話し合いです。県立学校だったら。

○委員長 県立学校と言えども、やはり今のいじめ問題に絡んで各市町村教育委員会も十分にそれは重要なことだということを認識はされていると思うんですね。ある時間が問題ではあるんですが、そうなった場合に保護者、PTA、この件を説明をしていただくっていうことは年度当初にでも必要なことではないかと思えます。

○小中学校課長 保護者の説明はまず今の段階で早急に資料を警察とすり合わせをして作っております、それでもって生徒の皆さんと保護者の方へは周知をし、そして同時に年度が変わりますと当然新入生が同じようにいるし、繰り返していこうと思っております。

○委員長 ほかに何かございますでしょうか。

○委員 運用のモニタリングというか、どういうふうになっているのが県立学校については是非教えていただけたらと思えますし、いじめなんかも含めて、小中学校の方がよりホットな場面もあると思うので、どういうふうに関係が動いているかっていうのはある程度分かるとうれしいかなと思います。

○教育長 わかりました。

○委員長 それではもう1件、続いて報告事項エを説明してください。

[公開]

報告事項エ 米子市営東山水泳場の県営化等について スポーツ健康教育課長 説明

○スポーツ健康教育課長 はい、スポーツ健康教育課です。米子市営東山水泳場の県営化についてでございます。米子市内には2つの公営プール、1つは県営の米子屋内プール、もう1つが東山にあります市営東山水泳場ということなんですけれども、いずれも老朽化が著しいと。それぞれの施設を今後の将来に向けてどういう管理をしていくのかということで県と市のほうで実務者レベルで協議を重ねてまいりました。以下四角で囲んでありまけれども、県と市の方で合意がで

きたということで既に新聞等でも報道されましたが、米子市の市営東山水泳場の屋外と屋内、それと県営の米子屋内プールについて県と市の所有権を交換するという事で合意をしたと。県営施設の交換まではお互いに今の所有者で必要な改修を行っていくと。老朽化が進んでおりますので改修を行っていくと。交換時期については、こういった施設改修等の工事が終了した後に行うということが合意の内容でございます。施設の内容としましては2で掲げておりますけれども、東山水泳場につきましては、昭和60年にありました「わかとり国体」の夏季大会の会場として、国体の会場ですから本来県がということもあるんですけども、市の方が事業主体として整備をし、実際、財源等は県の方がかなりの負担をしていた。施設の内容としましては、公認の50mプールと飛び込みプールが屋外にございます。併せて屋内に公認ですけれども25mの屋内プールを有した県内唯一の施設ということでございます。平成7年以降につきましては、それまでは県の方が経営・改修の運営費を市に助成していたんですけども、平成7年以降は市が主体的に行うということで県の助成は行われておりませんでした。ただかなり老朽化が進んで今後大規模な改修等が課題になっているところでございます。一方、米子屋内プール、これは皆生にあるんですけども、昭和55年に皆生温泉公園が以前あったんですけども、そこに建設します25mプールとしてオープンしたものでございます。その後皆生温泉公園が廃止になり、西部健康増進センターの一部として位置づけられ、平成12年まで継続しております。その後は教育委員会の方で施設について協議しまして、利用の大半が市民の利用というようなことから双方の所有物としてそれぞれが今後の管理をしていこうということで合意したところでございます。2ページ、3ページに付けております、2ページが東山水泳場の配置図でございます。それから3ページが皆生の屋内プールでございますけれども、皆生につきましては屋内プールとは別にですね、管理棟・トレーニングホールというのが併せてあるんですけども、一般棟・トレーニングルームについては引き続き県が管理をしているということで交換の対象としては皆生の方は屋内プールということでございます。以上でございます。

○教育長 これも東山の水泳場なんですね。私も行きましたけれども、ろ過機が非常に老朽化していて、いつ壊れてもおかしくないという状況でしたし、維持費が大変だということですね。そういうことでいろいろ議論がある中で大きな問題になっていましたけれども、やはり実務者の話が進みましてそういう形で交換ということで一応決着をするというかたちになりました。ですから今後は耐震等の整備をした上で実際に所有権は交換ということですが、私の方としても競技力向上という水泳の拠点という位置づけを明確にできますし、それぞれ双方にとってメリットがあるかなと思っています。

○委員長 そうですね、よろしいでしょうか。

○委員 財産価値的には全然違うような気がするけれども、ここはもう問題ないんですか。大きさだけを言っているわけではないですけども。見ただけでなんか。

○スポーツ健康教育課長 実際の交換の日につきましてはそれぞれ改修工事が終わった後に財産評価を行って原則等価交換ということになるんですけども、その辺をどうしていくかということについてはこれから事務的に詰めていくということです。

○委員 これからですか。でも見ただけで大分違うと思うんですけど。その差額は米子市が払う

んですか。

○スポーツ健康教育課長 施設の規模的に言えば県が影響する部分は25m屋内プールだけですし、市からもらい受ける分については25mの屋内、あるいは50mの屋外、それから飛び込みということで、施設的には米子の方が大きくなります。ただ評価が悪かったことがありますけれども、単純に施設規模から言えば、市の方が高い財産を県に渡すということになるので県から市にと言うのは見ただけではあり得るかなと思いますけれども。今回の交換については土地はそれぞれ無償貸付けという形で上物だけということで考えてます。

○委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○委員 はい、いずれまたご報告があると思うので。

○委員長 では報告事項オを説明してください。

[公開]

報告事項オ 山陰海岸ジオパーク映像完成披露セレモニー及び3D立体映像の公開
について
博物館長 説明

○博物館長 博物館でございます。山陰海岸ジオパーク映像完成披露セレモニー及び3D立体映像の公開についてご報告いたします。資料を1枚めくっていただきたいと思います。山陰海岸学習館は、博物館が設置しております施設であります。山陰海岸の魅力を知っていただき、さらに学習館での学習を充実させるために今年度山陰海岸の魅力を記録した3D映像の制作に取り組んで参りました。鳥取県内の砂丘、浦富海岸の地形、生き物の魅力を伝えるもので、美しい景色や、かわいらしく珍しい動物などを捉えて、郷土の素晴らしさを地元の子どもたち皆さんに知っていただき、あるいは観光客の皆さんにも知っていただきたいというものでございます。これは全国のジオパーク拠点施設としては初になりまして、NHKサービスセンターに依頼して、非常に長期間に渡って撮影を行って参りました。「大地と海の世界」約20分のものでして、昨日関係者の方々をお招きして試写会を行ったところです。教育長にも見ていただき、私も初めて見たんですけど、制作前ではどうなるかなと非常に暗雲が立ちこめていたんですけど、昨日見まして声を失うくらい感動をしたところです。来場なさった皆さんも異口同音にそのような感想を言っておられて、ひとつ鳥取の宝ができたなというような気持ちでおります。この映像完成につきましては、来年1月13日、鳥取市民会館において映像完成のセレモニーを開催いたします。ギョギョバイザーになっていただいているさかなクンのトーク、そして制作関係者の方々の制作秘話、そして当日は2Dではありますけれども、大画面にこの映像を上映して皆さんに見ていただくという計画にしております。定員は900名なんですけれども、現在もうすでに700名ぐらいの希望がありまして、非常にありがたいなと思っております。それがセレモニーです。そして、翌14日、月曜日祝日なんですけれども、この日から上映を、一般公開を開始いたします。土日祝日、ゴールデンウィーク等につきましては、1日6回の上映、平日につきましては2回というこ

とで、定員は50名なんですけれど、団体予約等がございましたら随時お受けして見ていただくということにしております。3Dメガネをかけて見るわけなんですけれど、洗浄等の衛生面にも十分心がけながら多くの方に見ていただきたいなと思っております。以上です。

○委員長 楽しみですね。

○教育長 館長さん、今現在で700名ということで非常に嬉しいんだけど、来られる皆さんには当日は2Dだよということは分かっているんですか。

○博物館長 そうですね。

○教育長 3Dじゃないのかっていうのはないかな。

○博物館長 大丈夫だと思います。実際に両方見た者からの感想なんですけど、3Dの方は確かに浮き上がりとかがあってあまりどぎつくないようにしていますので、非常に自然な立体感で負担が少ないようになっています。一方2Dの方はハイビジョンでやっていますので、逆に映像そのものに集中できるというように見た者が言っておりますので、3Dだという思い込みを持たれる方も若干あるかもしれませんが、当日の映像の中で十分美しさであるとか魅力は感じていただけるというふうに思っております。

○教育長 あともう1点ですけどね、2番の(2)の土日祝日、ゴールデンウィークのところですけども、11時から13時まで空いている。これは12時がないのはこれはお昼休みですか。

○博物館長 まあそういうことですね。

○教育長 けどこういうところで来られる方はここを行って次を行きたいということがあるわけですからね。むしろ我々サイドの休憩時間じゃなくて、12時からも見られるようにすると計画しやすいかなと。是非12時からも。

○博物館長 常駐する職員等の勤務体制等も勘案しながら一応こういう計画を立てているところなんですけれども、非常勤の雇用等も検討しているところでして、状況を見ながら、いったいどれぐらい来られるか皆目見当もつかないくらいでして、たくさん来られた場合等につきましてまた様子を見ながらきちんと対応していきたいと思えます。

○委員 ご説明があったかもしれないんですけど、これは上映時間っていうのはどれくらいですか。

○博物館長 20分です。長からず短からずで適正な時間になっていると思います。

○教育長 私はね、11時30分に来られた方が次13時まで待たないといけないのかなって。次に行きたいし、見たいし。1時間半も待たなきゃいけないのかなと。特に休みだったらね。そういう人がいらっしゃるかなと思って。勤務体制の問題もあるんでしょうけど。

○委員長 よろしいでしょうか。あと報告事項が5件残っておりますけれども、これについては説明を省略したいと思いますよろしいでしょうか。そうしますと以上で報告事項を終わるということにさせていただきます、以上で議事は終了しましたが、各委員さんから何かございますでしょうか。ご質問をお願いします。

○委員 いいですか。博物館の方でジュニア県展を見に行かしていただいたんですけれども何名くらいいらっしゃいましたか。見に来られた方、来館者は。

○博物館長 ちょっと調べて後で。

○委員 すごい素晴らしいなと思ひまして。私初めて見たんですけど。

○教育長 これは博物館が主催じゃないので。会場が博物館ということで。知事部局が主催です。

○委員 そうですか、すごかったですねあれ。小学校、中学校が授業で見に行かれたらいいなと思ひました。

○委員長 他にはございせんか。

○委員 政権交代に伴って何か変わるような部分が、変わりそうな部分があるようであればいろいろ整理してほしいんですが。

○委員長 大きく変わるかもしれませんね。よろしいでしょうか。ちょっと急ぎましたが、それでは本日の定例教育委員会はこれで閉会します。次回は1月15日の火曜日に開催したいと思ひますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは以上で本日の日程は終了いたします。どうもご苦勞様でした。

(12時10分閉会)